

岡崎市地域電力小売事業
パートナー事業者募集要項
【修正版】

令和元年10月17日

岡崎市

1	趣旨と目的	1
(1)	募集の趣旨	1
(2)	地域電力小売事業の目的	1
(3)	地域電力小売事業のスキームイメージ	2
2	パートナー事業者に求める業務	2
3	パートナー事業者に求める能力	2
4	公募に関する条件等	3
(1)	応募者の構成と定義	3
(2)	応募者の備えるべき参加資格要件	4
(3)	需給管理・調整業務を担う応募者（構成企業及び協力企業を含む）に関する参加資格要件	4
(4)	応募資格確認申請書類提出後の参加資格の取消しについて	4
(5)	構成企業等の変更	5
5	提案に関する条件	5
(1)	新電力会社の設立	5
(2)	設立形態について	5
(3)	登記先	5
(4)	出資金・資本構成について	5
(5)	資金調達について	5
(6)	電力の調達・供給について	5
(7)	利益活用の方針について	6
(8)	市とパートナー事業者の責任分担	6
(9)	新電力会社設立が不調となった場合の処理	6
6	市の協力事項	6
(1)	電力小売に関して	6
(2)	電源調達に関して	6
(3)	再生可能エネルギーの普及に関して	7
7	パートナー事業者の公募及び選定に関する事項	7
(1)	公募及び選定方法	7
(2)	公募及び選定スケジュール	7
8	応募手続き	8
(1)	募集要項の公表	8
(2)	募集要項等への質問の受付、質問及び質問回答の公表	8
(3)	応募資格確認申請書類の提出	8
(4)	応募資格確認結果の通知	8
(5)	応募辞退に関する提出書類	9
(6)	提案書等の受付	9
(7)	提案内容に関わるプレゼンテーションの実施	9
(8)	応募にあたっての留意事項	10
9	優先交渉権者の決定	11
(1)	優先交渉権者の決定	11
(2)	優先交渉権者の通知・公表	11
(3)	次点交渉権者との協議	11
(4)	優先交渉権者を選定しない場合	11
10	応募手続きに関する問い合わせ先	11
11	参考資料	12

1 趣旨と目的

(1) 募集の趣旨

岡崎市（以下、「市」という。）では、平成26年に岡崎スマートコミュニティ推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置して以後、市におけるスマートコミュニティ（エネルギーに加え、ICTの活用による交通の利便性の向上や効率的な低炭素型交通システムの構築等）の実現を目的として活動を行っている。

このスマートコミュニティの実現は、社会・環境・経済の3つの側面において、市が持続可能な社会を構築する上で重要なコンセプトであり、岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）においても基本的な施策として位置付けている。

この推進協議会から提案された、市が保有する廃棄物発電の電力を調達し市の公共施設を中心に電力を供給する小売電気事業（以下、「地域電力小売事業」という。）モデルは、エネルギー地産地消の実現と再生可能エネルギーの普及拡大を図る取り組みとして期待しており、市がめざす市内の木質バイオマスを燃料としたバイオマス発電や未利用地等を利用した太陽光発電、それらの普及拡大にも資するものと考えている。

市は、この事業を通じて地域の低炭素化を推進するとともに、岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成に資することを期待している。

しかし、これまでの検討を通じて、地域電力小売事業の運営には、専門的な知識とシステム・手法・経験等、市にはない人材リソースを調達する必要があると認識している。特に、外部環境変化（制度設計、技術革新など）に対応した計画立案能力や、柔軟で機動性の高い経営能力（固定資産規模の極力最小化等）といった様々な能力が求められると認識している。

そこで、市にはない人材リソースを保有し、市と共同で地域電力小売事業を実施する（仮）岡崎市地域電力小売会社（以下、「新電力会社」という。）の設立を担うパートナー事業者を、公募型プロポーザル方式によって募集することとした。

(2) 地域電力小売事業の目的

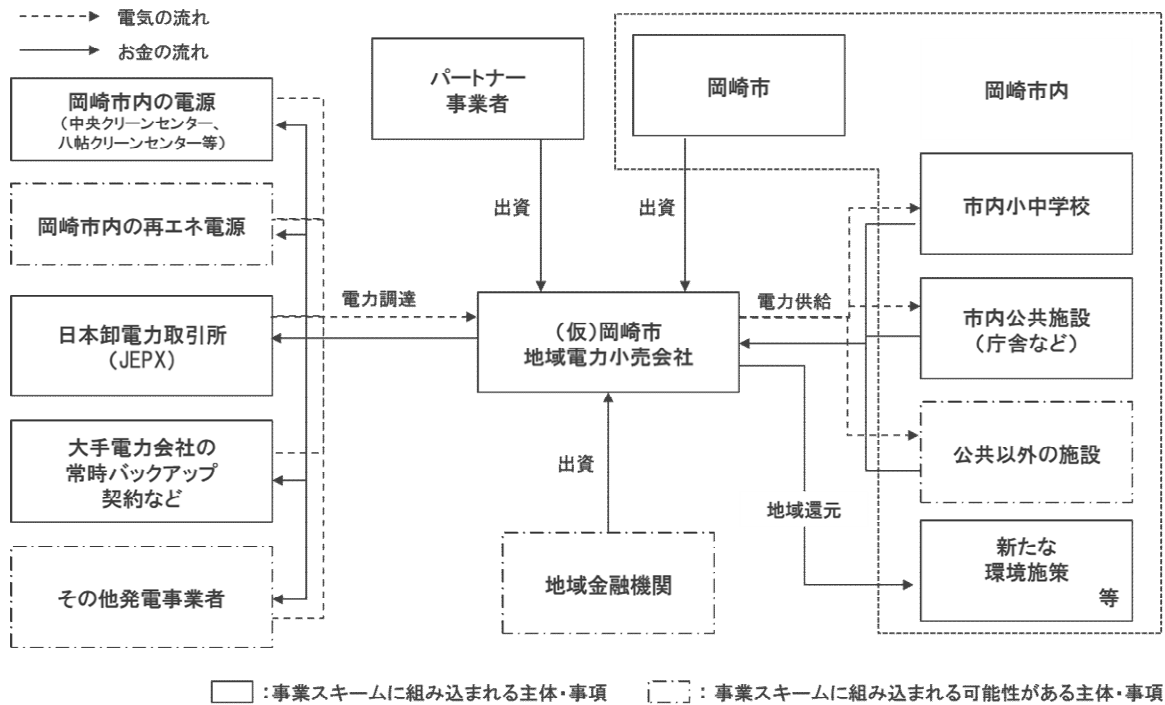
地域電力小売事業の目的は次のとおりである。

ア 地域内のエネルギー資源を有効利用することによる二酸化炭素排出量の削減及びエネルギーの地産地消（市内で発電した電力を市内で消費する）を実現すること。

イ 利益活用を通じた再生可能エネルギー（木質バイオマス発電や、太陽光発電、小水力発電、地中熱利用など）の普及拡大を実現すること。

(3) 地域電力小売事業のスキームイメージ

地域電力小売事業スキームとして下図のようなイメージを想定している。



2 パートナー事業者に求める業務

パートナー事業者には、新電力会社の設立に関する次の業務を求める。

- ア 法人設立業務（定款の作成、創立総会の開催、設立登記等）
- イ 小売電気事業の登録業務（関係機関への申請書の作成、ヒアリング対応等）
- ウ 日本卸電力取引所（略称：JEPX）¹への会員登録業務（提案内容によって、必要に応じて実施すること）

3 パートナー事業者に求める能力

市は、パートナー事業者と共同で設立する新電力会社の経営を柔軟で機動性の高いものとすることを計画している。

そのため、地域電力小売事業に関して必要な業務は新電力会社が直接、実施するのではなくパートナー事業者に委託することを想定しており、パートナー事業者にはこれらの業務を担う能力を保有することを求める。

- ア 経営戦略の策定・管理業務（事業コンセプトの策定、マーケティング・プランニング、事業計画の策定・管理等）
- イ 営業業務（契約約款作成、料金メニュー開発、需要家への営業、電源調達のための営業、与信管理、契約締結業務等）
- ウ 需給管理・調整業務（電力需要予測にあわせた電源確保、JEPXへの入札、常時バックアップ²の調達等）

¹ 日本卸電力取引所とは、登録会員のみが取引に参加可能で、現物の電気（kWh）の売買を行なう市場のこと。

² 常時バックアップとは、新電力等の新たに電力小売事業に参入した事業者が、需要家に電力を供給する際に、旧一般電気事業者から継続的に電力を購入可能とする契約のこと。新規参入の電力会社は一般的にベースとなる電源を有していないことから、旧一般電気事業者から一定量の電力を継続的に卸売りする仕組みとして設けられた。

- エ 財務に関する業務（資本金の調達、運転資金の調達、長期借入金の調達、財務戦略の立案・実行・管理等）
- オ 経理に関する業務（託送料金³の支払、電源調達費の支払、インバランス料金⁴の支払、バランシンググループ⁵代表事業者への支払、委託先への支払、請求書発行、未収金管理等）
- カ 顧客管理・対応業務（顧客情報管理、問い合わせ窓口、各種案内送付等）
- キ 法制度に基づく計画・報告作成業務
- ク 事業利益の活用業務（再生可能エネルギーの普及等）
- ケ 総務・広報・会計系の業務（取締役会・株主総会業務、会社広報・メディア関係業務、決算書作成・法人税等計算申告等）
- コ その他、地域電力小売事業に必要な業務

4 公募に関する条件等

(1) 応募者の構成と定義

ア 構成企業・協力企業・代表企業

応募者は、3のパートナー事業者に求める能力を備えた企業または複数の企業により構成されるグループとする。

複数の企業により構成されるグループで応募する場合、出資を行いかつ新電力会社から業務の一部を受託又は請け負う企業（以下、「構成企業」という。）

と、出資を行わず新電力会社から業務の一部を受託又は請け負う企業（以下、「協力企業」という。）から構成されるものとする。

また、構成企業から代表の企業（以下、「代表企業」という。）を定め、その代表企業が応募手続を行うこととする。

イ 構成企業の明示

資格審査確認書類等の提出時には、応募者の構成企業について明らかにすること。協力企業がいる場合にも同様とする。

ウ 複数応募の禁止

応募者の構成企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。

また、応募者の協力企業が他の応募者の構成企業又は協力企業として本公募に参加することはできない。

なお、市とパートナー事業者との合弁契約締結後、選定されなかった応募者の協力企業が、パートナー事業者の協力企業となることは可能とする。ただし、協力企業を追加する場合には市の承諾を得ること。

³ 託送料金とは、小売電気事業者が需要家に対して調達した電力を送る際に、送配電事業者の配電設備を通じて電気を運ぶための料金のこと。

⁴ インバランス料金とは、小売電気事業者または発電事業者が計画値同時同量を達成できず、供給する電力の過不足が発生した場合、その調整のための対価として支払う料金のこと。

⁵ バランシンググループ（代表契約者制度）とは、発電事業者または小売電気事業者が自らの電力調達・需給管理業務の一部をバランシンググループの代表契約者に対して委託を行い、インバランス料金による経済負担を減らすことを目的とした仕組みのこと。

エ その他

パートナー事業者は、選定後ただちに市と協議を行い、「(仮)岡崎市地域電力小売会社の共同設立に関する協定書」(以下、「基本協定」という。)を締結することとし、基本協定締結後、速やかに新電力会社設立に向けた合弁契約締結協議を行うものとする。

(2) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の共通参加資格要件

応募資格確認申請書類提出時において、次に該当する者は、応募者(構成企業または協力企業を含む。)になることはできないものとする。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(イ) この要項の配布時から契約日までの間に、市から資格停止の措置を受けている者

(ウ) 岡崎市暴力団排除条例第2条第1号あるいは第2号に該当する者

(エ) 会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者

(オ) 最近一年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者

(カ) 宗教活動や政治活動を目的とする者

(キ) 民間金融機関及び公的金融機関

(ク) 市が本公募に関わるアドバイザー業務を委託している者、又は関連業務を受託した者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、またはその出資の総額の100分の50以上を出資している者をいい、「人事面において関連があるもの」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。なお、本公募にかかる市のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

・株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

(3) 需給管理・調整業務を担う応募者(構成企業及び協力企業を含む)に関する参加資格要件

応募者(構成企業及び協力企業を含む)のうち、需給管理・調整業務を担う者は、次のア～エのいずれかに該当する会社法上の法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人(NPO法人)(以下「者」という。)とする。

ア 経済産業省に登録されている小売電気事業者である者

イ 地方公共団体が出資する電力の小売を行う地域電力小売事業者に、需給管理・調整業務の提供実績を有する者(複数企業で応募する場合は、一社以上)

ウ 日本卸電力取引所(JEPX)での取引実績を有する者

エ その他、上記ア～ウと同等の経験・実績を有する者で応募資格確認申請書類提出時に、その経験が審査委員会によって認められた者

(4) 応募資格確認申請書類提出後の参加資格の取消しについて

応募資格確認申請書類の提出後、応募者が優先交渉権者決定までの期間に上記

(1)及び(2)で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、市は応募者の参

加資格を取り消すこととする。ただし、応募グループの代表企業を除く構成企業及び協力企業については、市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(5) 構成企業等の変更

応募資格確認申請書類の提出後は、応募者の代表企業、構成企業及び協力企業の変更または追加は原則として認めない。

ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、代表企業を除く構成企業及び協力企業の変更または追加について認めることがある。なお、その場合には、変更または追加する構成企業が上記(1)及び(2)で定める資格要件を満たすことを証明しなければならない。変更または追加した場合には、速やかに該当証明のための書類並びに様式2-7を提出すること。

5 提案に関する条件

公募に対して提案するにあたり、次に示す条件に同意できること。

(1) 新電力会社の設立

ア 応募者は市と共同出資することで市内において、新たに新電力会社を立ち上げるパートナー事業者となること。

イ 応募者は、令和2年3月末までに新電力会社の設立および小売電気事業者の登録申請を完了させること。小売電気事業の登録申請完了後、遅滞なく小売電気事業を実施すること。

(2) 設立形態について

ア 新たに立上げる新電力会社の事業形態は、会社法上の株式会社とすること。

イ 定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。

ウ 監査役及び会計監査人設置会社とすること。

(3) 登記先

新電力会社の本店を愛知県岡崎市内に設置し、設立登記を行うこと。

(4) 出資金・資本構成について

新電力会社立上時における資本金は1,000万円とし、市の出資比率は51%を予定している。また本事業には、市が指定する地域金融機関の出資も想定される。応募者は、市並びに地域金融機関を含む関係者の出資金額を踏まえて、新会社の資本金が1,000万円となるよう出資すること。

(5) 資金調達について

運転資金などの資金調達先は、パートナー事業者の決定後、市が指定する地域金融機関等と協議を行い決定すること。ただし、提案書の記載においては、借入金の調達金利に関する前提は、短期プライムレートとし、平成29年7月11日以降の最頻値(=1.475%)として統一すること。

(6) 電力の調達・供給について

新電力会社設立後可能な限り速やかに、廃棄物発電施設(中央クリーンセンタ

一、八帖クリーンセンター)をはじめとした地域の再生可能エネルギー由来の電力などを購入し、市の公共施設に供給すること。なお、事業開始時点においては、廃棄物発電施設からの電力の調達価格を既存契約と同等程度とする。その後は、既存契約の価格水準と卸電力取引所の取引価格の推移等を考慮して、価格を設定するものとする。

(7) 利益活用の方針について

事業活動を通じて得た利益を市へ還元すること。

利益の使途に関しては岡崎市地球温暖化対策実行計画等と協調して実施するものとする。また、株主への配当には充てないこと。

なお提案書の記載においては、利益の4割を市に寄附し、残りをパートナー事業者が活用することを前提にすること。

(8) 市とパートナー事業者の責任分担

ア 基本的考え方

新電力会社設立における責任分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最も良く管理することができるものが当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業の実施を目指すものである。パートナー事業者が担う業務については、原則としてパートナー事業者が責任を負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

市とパートナー事業者の責任分担は、基本協定及び募集要項等を踏まえた応募者による提案書等によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

(9) 新電力会社設立が不調となった場合の処理

市及びパートナー事業者のいずれの責めにも帰すべからざる理由によって、新電力会社設立が不調となったときには、市とパートナー事業者は、その準備に関して既に支出した費用は各自の負担とする。

6 市の協力事項

(1) 電力小売に関して

市は、市が所有する公共施設の電力契約を一度に又は段階的に、新電力会社に切り替えるべく、最大限の努力を行う。立上当初は「11参考資料」で示す高压契約以上で受電している公共施設を対象とする。また、市は新電力会社設立から10年間、電力調達を行うことを最大限努力する。

(2) 電源調達に関して

市は、新電力会社が市の廃棄物発電施設（中央クリーンセンター、八帖クリーンセンター）からの電力を円滑に調達できるよう必要な支援を実施する。

(3) 再生可能エネルギーの普及に関して

市は、新電力会社が市内における再生可能エネルギー等の普及拡大を行う取組みに対して、市の保有する施設や土地等を貸与する事を通じて支援すべく、最大限の努力を行う。ただし、再生可能エネルギーの利用として認められない発電設備の設置に関してはこの限りではない。

7 パートナー事業者の公募及び選定に関する事項

(1) 公募及び選定方法

パートナー事業者の選定は、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式により実施する。

(2) 公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市のホームページにて公表する。ホームページのアドレスは、「10 応募手続きに関する問い合わせ先」を参照すること。

日時	予定
令和元年7月26日（金）	募集要項等の公表
令和元年8月5日（月）から 令和元年8月9日（金）	募集要項等に関する質問の受付
令和元年8月16日（金）	募集要項等に関する質問回答の公表
令和元年8月9日（金）から 令和元年8月20日（火）	応募資格確認申請書類の受付期間
令和元年9月6日（金）	応募資格確認結果の通知
令和元年11月6日（水）から 令和元年11月8日（金）	提案書の受付期間
令和元年11月26日（火）	提案内容のプレゼンテーション評価
令和元年12月上旬	優先交渉権者と次点交渉権者の選定

8 応募手続き

(1) 募集要項の公表

令和元年7月26日（金）に市のホームページで公表する。

(2) 募集要項等への質問の受付、質問及び質問回答の公表

本募集要項等に関する質問の受付を下記のとおり実施する。また、質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

ア 受付期間

令和元年8月5日（月）から令和元年8月9日（金）午後5時までとする。

イ 受付方法

電子メール（開封確認付き）による送信のみ受け付ける。

ウ 質問書の様式

様式1-1、1-2に基づき、質問内容を記載し市の問い合わせ先電子メールへ送信すること。なおメールタイトルには「募集要項等に関する質問（会社名）」と明記すること。

エ 問い合わせ先

denryoku@city.okazaki.lg.jp

オ 回答方法

令和元年8月16日（金）に市ホームページで公表する。なお、質問者名は公表しないものとする。

(3) 応募資格確認申請書類の提出

応募者は、次により応募資格確認の申請を行わなければならない。応募資格確認申請書類について、グループで応募する場合は代表企業が提出するものとする。なお、応募資格確認申請書類を提出しない者及び応募資格がないと認められた者は、提案書類の提出を行うことができない。

ア 提出書類

様式2-1～2-5に基づき提出すること

イ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

ウ 提出場所

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市総合政策部企画課企画係

エ 提出期間

令和元年8月9日（金）から令和元年8月20日（火）午後5時までとする。

オ 確認基準日

提出期間の最終日（令和元年8月20日（火））をもって、本公募の応募資格の確認を行う。

(4) 応募資格確認結果の通知

市は、応募資格確認基準日をもって、応募者から提出された応募資格確認申請書類により資格審査を行う。

市は、資格審査を行った結果を令和元年9月6日（金）までに書面により通知す

る。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。その場合は、様式2-6を提出すること。市は説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(5) 応募辞退に関する提出書類

応募資格の確認を受けた者が応募を辞退する場合は、「応募辞退届」（様式3-5）を提出すること。

ア 提出方法

持参により提出すること

イ 提出先

愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市総合政策部企画課企画係

(6) 提案書等の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者は、次の要領により提案書を提出すること。提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。提案書の作成にあたっては、様式4-2～4-9に記載した定性的な記入内容と様式4-10～4-13に記入した定量的な記入内容とが整合するように留意して作成すること。

なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

ア 提出書類

様式3-1～3-4並びに様式4-1～4-13に従い、提案書等を作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和元年11月6日（水）から令和元年11月8日（金）午後5時までとする。

ウ 提出場所

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
岡崎市総合政策部企画課企画係

エ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）または持参によること。

(7) 提案内容に関わるプレゼンテーションの実施

提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選出する。審査基準は、「事業者選定基準」による。実施する場合の実施時期、方法等は以下のとおりとする。

ア 実施日時

令和元年11月26日（火）

イ 実施場所

愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所内

ウ 内容・方法等

提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。ただし、必要に応じて事務局から資料の追加提出を求める場合がある。1応募者当たり45分程度（うち説明15分、質疑応答30分）とする。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間の変更を行う場合がある。プレゼン

テーションの説明者は1応募者当たり3名以内とする。

(8) 応募にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募すること。

イ 応募に係る費用

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

ウ 提出期間後の応募資格確認申請書類の差替え等

提出期間後における応募資格確認申請書類の差替え及び再提出は認めない。

エ 提案書の取扱い

提案書の著作権は当該作成者に帰属する。提出された提案書は、優先交渉権者の選定に係る公表等以外に応募者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者に確認のうえ、これを使用することができるものとする。なお、提出された提案資料は返却しない。

オ 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、市が提供する資料を、応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

カ 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

キ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 応募資格のない者が行った応募

(イ) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった提案書による応募

(ウ) 記名押印のない提案書による応募

(エ) 同一の応募者による2つ以上の応募

(オ) 応募資格確認申請書類に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った応募

(カ) 応募資格確認申請書類等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募

(キ) 上記に掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

ク 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により応募の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の決定

市は、提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者などにより構成される審査委員会を設置する。具体的な審査の方法及び評価基準等は「事業者選定基準」に示す。市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

No	委員名（敬称略）	役職等
1	安藤 基紀	公認会計士
2	奥野 信宏 ★	公益財団法人 名古屋まちづくり公社名古屋都市センター
3	竹内 恒夫	名古屋大学 大学院環境学研究科 名誉教授・特任教授
4	松井 隆	弁護士
5	村岡 元司	一般社団法人 日本シュタットベルケ・ネットワーク 理事

★：審査委員会委員長

※なお、本事業について審査委員会の委員に接触を試みた者については、応募資格を失う。

(2) 優先交渉権者の通知・公表

優先交渉権者決定後、速やかに、すべての応募者に対して通知する。また、審査結果及び審査公表については岡崎市ホームページに掲載し、公表する。

(3) 次点交渉権者との協議

優先交渉権者と新電力会社の設立に向けた協議が成立しなかった場合は、市は次点交渉権者と設立に向けた協議をすることができるものとする。

(4) 優先交渉権者を選定しない場合

公募、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない場合、又はいずれの応募者の提案も「事業者選定基準」1-(5)に示す選定要件を満たさないなどの理由により優先交渉権者を選定せず、本募集を取り消す場合がある。募集を取り消す場合には、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

10 応募手続きに関する問い合わせ先

担 当：岡崎市 総合政策部 企画課 企画係

住 所：〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

電 話：0564-23-6811（直通）

F A X：0564-23-6229

電子メール：denryoku@city.okazaki.lg.jp

11 参考資料

市は、募集要項等の参考資料として次の電子情報を応募者のうち、資格審査を合格した応募者に対して電子的に配布を予定している。

- ・ 電力小売予定先公共施設の電力需要に関する情報
- ・ 新電力会社に対して電力小売を予定する廃棄物発電施設（中央クリーンセンター、八帖クリーンセンター）の電力売電情報（売電実績に関わるデータ、バイオマス発電比率、契約条件など）

また、利益活用計画の提案に当たっては次に示す情報を参照の上検討すること。

- ・ 岡崎市 地球温暖化対策実行計画
- ・ 環境省 第五次環境基本計画